

瑞浪市条例第20号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる事項」を「次に掲げる事項（法第6条の3第
10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。
）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあ
っては、第1号及び第2号に掲げる事項）」に改め、同項第3号中「家庭的
保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者
を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、同条第7項中「もの
に限る。」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を
加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用す
る法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校
設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため
の措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する
児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児
童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童
等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、
継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）
に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）
その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業
者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「
（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項第3号中
「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」
に、同条第3項中「准看護師」を「准看護師（以下「看護師等」という。）」

に改め、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされるものを除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改

める。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされるものを除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする」を「とする」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に改める。

附則第7項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附則第10項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を

「保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士）」に、「第 29 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「第 44 条第 3 項」を「第 44 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。